

書文書公文書
判決開示
岐阜県
全面公開

情報公開、他県に遅れ

市民グループ 積極対応を注文

2005.6.15 中日

2005.6.15 読売

請求外の情報を黒塗りにする形で、公文書を公開してきた岐阜県に対して、公文書の全面開示を命じた十四日の最高裁判決。他県の多くは既に同様の請求に対し全面開示しており、情報公開を進める岐阜県の後進性が浮き彫りとなる判決となった。

請求したのは市民グループ「くらし・しぜん・いのち岐阜県民ネットワーク」(寺町知正代表)。岐阜県が無料で行った同県海津市の長良川の渡船事業に際し、県情報公開条例に基づき関連文書を開示するよう請求した。しかし県は一九九九年に公開した文書で、渡船事業以外の部分は請求対象外として非公開に。渡船関係の出張旅費とそれ以外の旅費を足した合計情報も開小せず、市民グループ側が受け取った公文書の大部分は黒塗りされていた。最高裁は公開請求の対象は文章全体であり、請求外情報や台算情報も開示しなければならぬと判断した。

一全国市民オンブスマン連発会議が二月に発表した都道府県情報公開度ランキングで、岐阜県は三十七位。

寺町代表は「県民の監視が行き届きやすくなること判決の意義を強調。これを契機に県は、県民に積極的に情報を出す姿勢に転じるべきだ」と強く注文した。古田肇知事は「今後は判決趣旨に沿って、情報公開制度を運用する」とコメントした。

岐阜県に猛省促す 全国市民オンブスマン連発会議事務局長の新海

公文書公開訴訟

「文書全体が請求対象」

最高裁初判断 岐阜県が敗訴 黒塗り部分公開命令

岐阜県渡船事業に関する情報に含まれる公文書の公開を求めたところ、上田豊三裁判長は「県の同事業以外の情報を黒塗り条例が公開請求の対象を情にして公開されたのは違法。報道ではなく文書として公開されたのは違法。住民側勝訴が確定したとして、住民グループがのは明らかだから、同じ古田肇知事を相手取り、非書に記載された請求対象外公開処分を取り消しを求めた情報も、非公開と定められた訴訟の上告審判決が14日された情報でない限り開示するべきだ」との初判断を示し、非公開を容認した。審・名古屋高裁判決を破棄して、黒塗り部分の公開を命じた。住民側勝訴が確定した。訴えていたのは、「くらし・しぜん・いのち岐阜県民ネットワーク」(事務局・寺町知正山県市議)のメンバー10人。木曾川、長良川下流での県営渡船事業について1999年に関連文書を情報公開請求したが、公開された購入物目録の大部分は、「渡船と関係がない」として黒塗りにされた。1、2審は、「請求外

の情報を公開する義務はない」としていた。最高裁判決を受けて、岐阜県の古田知事は「今後は、判決の趣旨に沿って情報公開制度を適正に運用していきたい」とコメントした。早速に手続きを進め、2週間から1か月後までに、判決に沿った形で公開する考えだ。

一方、岐阜市の県弁護士会館で記者会見した住民グループの寺町市議は「県の隠ぺい体質を是正する画期的な判決だ」と語った。

職弁護士(愛知県弁護士会)の話。情報公開条例判決。他県への影響は全を勝手に解釈し、情報をくれないが、岐阜県に猛省開示しなかった。岐阜県を促したことに意味があるスタイルの全国的な拡るだろう。